



射水市新商品・新技術等開発支援事業補助金 募集要項

- ◎ 市内の中小企業者が産学連携により行う新商品開発、新技術等の開発に対して、その経費の一部を補助するものです。

【新商品・新技術等開発事業】

新商品及び新製品の開発、材料の利用技術の開発、機械・器具・装置の高度化、生産・加工法の高度化等に係る事業のうち、技術開発課題が明確なもの。

1. 補助内容

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
市内に本社（実質的に事業活動が行われている場合に限る。）又は主たる事業所を有する中小企業者	連携機関との連携により新商品・新技術等の開発を行う事業 連携機関 補助事業者が新商品・新技術等開発事業を行うに当たって連携を行う教育・研究機関等	(1)原材料費 原材料の購入等その他これに類する経費 (2)機械工具費 機械・工具の試作・改良・購入・借用その他これらに類する経費 (3)外注加工費 加工・設計及び分析・検査等の外注・依頼その他これらに類する経費 (4)技術導入提携費 技術指導その他これに類する経費 (5)委託費 支援機関に試作開発の一部を委託する場合の経費その他これに類する経費 (6)特許権取得費 特許権の取得等に要する経費その他これに類する経費 (7)その他経費 その他市長が必要と認める経費	1/2 以内 千 円 未 満 切 り 捨 て	20 万円

2. 注意事項

- (1) 補助事業実施にあたり、国又は県等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象となりません。
- (2) 補助申請は、必ず補助事業着手前に手続きをしてください。（着手後の申請はできません。）また、当該補助申請前に支払いが完了したものについては、補助対象経費になりません。
- (3) 補助対象経費に消費税は含みません。
- (4) 本補助金に係る事業は、交付決定後、必ず交付決定年度内に事業を終了し、実績報告書を提出してください。

(5) 市税及び早期完済保証料助成金返還金を滞納している場合は、補助金を交付することができません。

3. 申請方法

申請に当たっては、連携機関と協議の上、次の書類を提出してください。

補助金交付申請書に次の書類を添付して提出してください。

【提出書類】

- ① 新商品・新技術等開発計画書（様式第1号） ※連携機関の所見が必要です。
- ② 交付申請額算出内訳書（様式第2号）
- ③ 完納証明書又はこれに準ずる書類

※上記以外の資料の提出を求める場合があります

4. 公募期間

公募期間：令和6年5月1日（水）～6月28日（金）

※申請後、市が設置する審査会を経て採択者を決定します。

5. 申込・問い合わせ先

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

射水市役所 商工企業立地課 商工労政係 TEL：0766-51-6675 FAX：0766-51-6690

メールアドレス：kigyous@city.imizu.lg.jp

ホームページURL：

<http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=27113>

